

建設工事に係るダンピング対策の強化について

1 要旨・目的

ダンピング受注の排除徹底のため、建設工事における完成後調査の実施対象を拡大するなど、契約後のモニタリングを強化する。

2 現状・背景

(1) ダンピング対策の経緯

実行予算に基づく応札促進のため、令和5年9月から低入札価格調査制度に変動型調査基準価格を導入し、案件実態に応じた調査基準価格を設定する運用としている。

また、令和6年6月には、契約時の法定福利費の確認の強化や、ダンピングの疑義が生じた場合に低入札契約に準じた完成後調査を実施する仕組みを整備するなど、低入札契約以外の案件も考慮した対策（契約後モニタリング）を強化した。

(2) 第3次担い手3法（建設業法、入契法、品確法の一体的改正）

持続可能な建設業の実現に向けた担い手確保のため、令和6年6月に担い手3法が改正され来年12月に全面施行される。

改正法では、適切な労務費等の確保と行き渡りなど、工事契約の適正化に向けたルール強化が図られており、公共工事の入札契約においてもダンピング排除に向けた取組をより一層進めていく必要がある。

（改正法の主な内容）

- 標準労務費の勧告
- 適切な労務費等の確保と行き渡り（著しく低い労務費等での見積・契約を禁止）
 - ➡違反者（受発注者）に対する勧告・公表、指導監督
- 労働者の処遇確保（適切な賃金支払い等の責務）
- 労務費等の明確化（入札時に内訳書で確認）

3 概要（ダンピング対策の強化）

令和6年7月改正により、実行予算を度外視した調査基準価格下限値での競争が生じていた状況が改善したことに加えて、変動型調査基準価格適用案件に係る実態調査の結果、予定価格の下限値（82%）付近でも黒字となっている案件が一定割合で確認されたことから、当面は、現制度を維持しつつ、一方で、予定価格の90%を下回ると一部の案件で赤字となっている工事が発生している現状も踏まえ、ダンピング受注の抑制という観点から必要な対策を追加する。

(1) 対象者

建設事業者

(2) 事業内容（強化策の内容）

調査基準価格に市場性を反映させる仕組みを活かしつつ、実態調査の結果や担い手3法の改正を踏まえ、赤字受注や必要経費への皺寄せに適切に対応するため、契約後のモニタリングの仕組みの更なる強化を図る。

区分	現状	追加する強化策
低入札者	・低入契約後の下請支払状況確認、完成後調査	・現状どおり
上記以外	（契約時の確認） ・契約後の法定福利費（皺寄せ懸念のある経費）の重点確認	（契約時の確認経費の拡大） ・法定福利費に加えて <u>労務費等を重点確認</u> 【担い手3法改正も見据えた先行的取組】
	（完成後調査） ・法定福利費確認で疑義がある場合等のダンピングが疑われる場合、低入札契約に準じた調査を実施	（完成後調査の範囲拡大） ・従来のケースに加えて <u>落札率90%未満の場合</u> は一律調査 【赤字懸念のある受注に対する調査義務化】

※ 不適切な状況が確認された場合は発注者として指導を行うものとし、改正担い手3法の施行後は法に基づき適切に対応

(3) スケジュール

建設業者への周知を図ったうえで令和7年度から適用開始

(4) 予算（補助事業・単県）

—

4 その他

引き続き、入札動向や完成後調査の状況を注視し、課題があれば、適時適切に対応していく。